

【 検査 】

699 スリットM（前眼部）後生体染色使用再検査の算定について

《令和7年10月31日》

○ 取扱い

- ① 次の傷病名に対するD273 細隙灯顕微鏡検査（前眼部）後生体染色使用再検査の算定は、原則として認められる。
 - (1) アレルギー性結膜炎（初診時）
 - (2) 角膜炎（再診時）
- ② 再診時の屈折異常に対するD273 細隙灯顕微鏡検査（前眼部）後生体染色使用再検査の算定は、原則として認められない。

○ 取扱いを作成した根拠等

細隙灯顕微鏡検査（前眼部）は、スリット状の細隙光を眼球にあて顕微鏡で立体的に組織断面を観察する検査で、前眼部（角膜から水晶体前面まで）を観察することができるものである。また、細隙灯顕微鏡検査後生体染色使用再検査は、眼科検査用試験紙（フルオレセイン）で角膜や結膜の表面を染色して上皮欠損の範囲や形状を検査するものである。

アレルギー性結膜炎の初診時は他の前眼部疾患との鑑別診断が必要であり、また、角膜炎の再診時はその状態を把握する必要があることから、当該再検査の有用性は高いと考えられる。

一方、他に前眼部疾患がない場合、再診時の屈折異常に対する当該再検査の臨床的有用性は低いと考えられる。

以上のことから、上記①の傷病名に対するD273 細隙灯顕微鏡検査（前眼部）後生体染色使用再検査の算定は原則として認められ、②の傷病名に対する算定は原則として認められないと判断した。